

令和8(2026)年度
神戸市デジタル技術を活用した
地域課題解決型教育補助制度

《募集要項》

令和8年6月

神戸市 建築住宅局 政策課

目 次

1. 制度の目的.....	2
2. 補助金交付要綱・規則.....	2
3. 補助対象者(補助金要綱第2条・第3条・第4条関係).....	3
4. 補助対象事業(補助金要綱第5条関係).....	4
5. 取り扱う課題(補助金要綱第5条第3号関係).....	5
6. 補助対象経費(補助金要綱第6条関係).....	6
7. 補助事業の実施期間(補助金要綱第6条関係).....	6
8. 補助金の額(補助金要綱第7条関係).....	6
9. 応募のスケジュール(補助金要綱第8条関係).....	7
10. 応募および質問について(補助金要綱第8条関係).....	7
11. 審査および選定について(補助金要綱第8条関係).....	8
12. 審査基準(補助金要綱第8条関係).....	9
13. 交付決定(補助金要綱第9条関係).....	10
14. 補助事業の公表について.....	11

1. 制度の目的

「神戸市デジタル技術を活用した地域課題解決型教育補助制度」（以下「本補助事業」という。）は、スタートアップ企業等が学生等を対象に実施する、デジタル技術を活用した神戸市の地域課題の解決に資する教育プログラムの実施を支援するものである。これにより、次世代を担う人材の育成および地域社会を牽引する担い手層の形成を図り、持続可能なまちづくりの推進と、明るい未来の神戸の実現を目的とする。

なお、本補助制度は、補助対象とする教育プログラムの実装への支援を通じて、当該プログラムの市内における継続的な実施・定着を目的とすることから、立ち上げ期にかかる経費を令和8年度に限り支援するものであり、補助事業終了後も同様の取り組みを2年間以上実施することを要件とする。

※ 国による地域未来交付金の活用について

本補助事業は国が、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、地方自治体の取組に対して国が交付金により支援する「地域未来交付金（デジタル実装型）」を活用しています。

【参考：内閣府／内閣官房ホームページ】

<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chiikimiraikoufukin/index.html>

2. 補助金交付要綱・規則

本補助事業は、神戸市デジタル技術を活用した地域課題解決型教育補助金交付要綱（以下「補助金要綱」という。）及び神戸市補助金等の交付に関する規則（以下「補助金規則」という。）等に則して実施する必要があります。補助金の申請や事業の実施に際しては、必ず、本事業のホームページに掲載している補助金要綱・補助金規則をご確認ください。

【要綱・規則の掲載先】

https://www.city.kobe.lg.jp/a94208/kurashi/sumai/jutaku/information/digital_kyoiku2026.html

3. 補助対象者(補助金要綱第2条・第3条・第4条関係)

以下の全ての要件を満たし、審査会（[「11. 審査および選定について」参照](#)）により候補者として選定された企業が対象です。

- ① 証券取引所に上場していないこと
- ② 創業より15年を経過していないこと
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託事業を行う者でないこと
- ④ 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成23年3月条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと
- ⑤ 兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条に規定する暴力団等と密接な関係を有する者でないこと
- ⑥ 神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）に定める市税に滞納又は未申告がある者でないこと
- ⑦ その他、本市が補助金を交付するにあたり、社会的な信頼性又は公平性を損なうおそれがあると市長が認める者でないこと

4. 補助対象事業(補助金要綱第5条関係)

以下の全ての要件を満たした事業が対象です。

- ① 補助対象者が実施する、デジタル技術を活用した地域課題の解決を目的とした教育プログラムであること。
- ② 教育プログラムの対象者は、神戸市内に在住及び在学中の中学生、高校生、大学生その他これらに相当する年齢層の者を含むこと。
- ③ 取り扱う課題は、別途市長の定める神戸市の抱える地域課題の解決や魅力創出等のテーマを含んでいること。[\(「5. 取り扱う課題」参照\)](#)
- ④ 原則として神戸市内を活動の拠点とすること。(オンライン講義等の実施はその限りではない。)
- ⑤ 補助対象事業終了後も本市にて同様の取り組みを2年以上継続して実施する事業であること。
- ⑥ 補助対象事業に対して、本補助金のほかに国又は地方公共団体から補助金の交付を受けないこと。

5. 取り扱う課題(補助金要綱第5条第3号関係)

令和8(2026)年の指定するテーマは下記の通りです。

指定テーマ「坂のまちにおける空き家の利活用による地域の魅力創出」

神戸市では、人口減少や高齢化の進行に伴い、空き家の増加が地域課題となっています。特に坂の多い地域においては、眺望や個性的なまちなみといった魅力的な資源も有している一方で、アクセス性や生活環境の変化等により空き家の発生が進んでいます。

本テーマでは、デジタル技術を活用し、坂のまちのエリア(※)において、坂のまちならではの特性や強みを踏まえた空き家の利活用により、地域課題の解決と魅力向上の両立を図る取組を募集します。特に学生が主体的に地域に関わり、坂のまち特有の課題を自ら捉え、その解決策を実践していく教育プログラムであることを重視します。

(取組の例)

- ・ 空き家情報の可視化・データ分析
- ・ マatchingプラットフォームの活用や構築
- ・ 空き家を活用した地域交流・教育・創業支援の場づくり
- ・ AR/VR等を活用した空間体験や利活用提案

※ 坂のまちエリアについて

課題の対象とする坂のまちのエリアについては、下記神戸市ホームページに示す「指定エリア」を参考としてください。

https://www.city.kobe.lg.jp/a01110/kurashi/sumai/jutaku/information/saka_renovation.html

6. 補助対象経費(補助金要綱第6条関係)

以下の補助対象者が実施する教育プログラムに要する経費が対象です。

- ① システム導入経費（システム導入に係る検討経費、試行経費、導入経費）
- ② 環境整備経費（デジタル環境整備に係る検討経費、試行経費、設備経費）
- ③ 講師謝金経費（外部講師謝金等）
- ④ 情報発信経費（広告宣伝費、印刷製品費等）
- ⑤ 事業運営経費（プログラムの準備・企画・調整・進行管理などにかかる費用）
- ⑥ 上記に伴う付帯経費
- ⑦ 製品・サービス開発経費
- ⑧ その他

※消費税及び地方消費税を除く

7. 補助対象事業の実施期間(補助金要綱第6条関係)

補助対象事業の実施期間は下記の通りです。

補助金交付決定の日から令和9年2月28日まで

8. 補助金の額(補助金要綱第7条関係)

補助金の額は、

補助対象経費の1／2かつ1050万円（上限額）です。

9. 応募のスケジュール(補助金要綱第8条関係)

応募から交付申請までのスケジュールは以下のとおりです。

・募集開始	2026年6月8日(月曜日)
・参加表明/質問期限	2026年6月22日(月曜日)
・質問に対する回答	2026年6月26日(金曜日)
・応募期限	2026年7月17日(金曜日)
・審査会(※)	2026年7月21日(火曜日)(予定)
・選定結果の通知	2026年7月末(予定)
・交付申請の受付	選定結果の通知以降、随時

※「[11. 審査および選定について](#)」参照

10. 応募および質問について(補助金要綱第8条関係)

参加表明について

- ・受付期間 2026年6月8日(月曜日)～6月22日(月曜日)
 - ・提出書類
 - 参加表明書兼誓約書(任意様式)
- ※審査会への参加方法(対面もしくはオンライン)を選んでください。

質問について

- ・受付期間 2026年6月8日(月曜日)～6月22日(月曜日)
- ・提出書類
 - 質問書(任意様式)

応募について

- ・受付期間 2026年6月8日(月曜日)～7月17日(金曜日)
- ・提出書類
 - 事業計画書(様式第2号)
 - 補助対象経費明細書(様式第3号)
 - 会社概要書(様式第4号)
 - 類似事業の実績(任意様式)
 - その他審査会にて事業内容の説明に必要な補足資料(任意様式)

提出先 神戸市 建築住宅局 政策課 空家空地活用担当

提出方法 akiyaakichi@city.kobe.lg.jp あてにEメールで提出してください。

11. 審査および選定について(補助金要綱第8条関係)

審査基準に基づき公正に審査を行い、交付申請できる事業を選出します。

審査会

- ・日 時 2026年7月21日(火曜日)(予定)
- ・場 所 三宮国際ビル6階 大会議室(神戸市中央区浜辺通2-1-30)
- ・審査基準 [「12. 審査基準」](#)のとおり
- ・選定方法 採点の結果、点数の高いものを選定します。

※審査会において、事業内容のヒアリングを行いますので出席をお願いします。時間は個別に通知します。

※参加表明にてオンラインを希望された場合はオンラインで出席をお願いします。会議URLは個別に通知します。

選定結果の通知

2026年8月上旬(予定)に、応募者全員にEメールで通知します。

12. 審査基準(補助金要綱第8条関係)

委員が以下の基準に基づき、5段階で採点します。

審査項目	ポイント	配点
課題解決力	<ul style="list-style-type: none">・次世代人材育成と担い手層形成に資する内容か・取り組むべき地域課題が具体的で妥当か。・対象とする学生の年代に適したプログラム設計か。	20点
プログラムの内容	<ul style="list-style-type: none">・プログラム構成が論理的で、学習効果が期待できるか。・学生が主体的に取り組める工夫があるか。・プログラム内容が独自の、創造的であるか。	20点
デジタル技術の有効活用	<ul style="list-style-type: none">・デジタル技術を効果的に活用しているか。・学生のデジタルリテラシー向上につながるか。	20点
実施体制	<ul style="list-style-type: none">・実施体制(講師、スタッフ等)が適切に配置されているか。・スケジュールが現実的で無理がないか。・持続性はあるか。・資金計画が適切かつ合理的か。	20点
将来展望、波及効果	<ul style="list-style-type: none">・成果の可視化(レポート、発表会等)が計画されているか。・地域社会や学校との連携、展開が期待できるか・発展性や波及効果があるか。	20点

表に掲げる審査基準に基づき、「特に優れている(満点)」、「優れている(満点の75%)」、「普通(満点の50%)」、「やや劣っている(満点の25%)」、「劣っている(0点)」の5段階で採点します。

予算の範囲内において、点数が高い順に候補者を選定するものとし、点数が同じ応募者が複数いる場合は、「プログラムの内容」の審査項目における委員の点数の合計がより高い方を優先する。

ただし、以下の場合、選定の対象となりません。

- ① 委員の点数の平均が60点に満たない場合
- ② 「課題解決力」または「プログラムの内容」の審査項目それぞれにおける委員の点数の平均が 10点に満たない場合

13. 交付決定(補助金要綱第9条関係)

- ・提出書類

- 補助金交付申請書(様式第1号)
- 事業計画書(様式第2号)
- 補助対象経費明細書(様式第3号)
- 会社概要書(様式第4号)
- その他市長が必要と認める書類

※応募時に提出した書類(下線部)は、変更が無ければ省略できます。

- ・提出先 神戸市 建築住宅局 政策課 空家空地活用担当
- ・提出方法 akiyaakichi@city.kobe.lg.jp あてにEメールで提出してください。

【様式の掲載先】

https://www.city.kobe.lg.jp/a94208/kurashi/sumai/jutaku/information/digital_kyoiku2026.html

- ・交付決定

交付申請書の内容や提出書類に不備がないことを確認後、正式受付とし、補助金交付決定通知書をEメールでお送りします。

14. 補助対象事業の公表について

交付決定後は、本市ホームページ等において、補助対象事業の内容、補助事業者名、対象経費の内訳および事業の実施体制(実施主体、委託先等)を公表します。

また、候補者を決定して以降、神戸市情報公開条例の規定に基づき、提案書類に対して公文書公開請求がなされたときは、候補者に選定された事業者のものかどうかに関わらず、全ての応募者の提案書類が公開請求者への公開対象となります。ただし、条例第 10 条各号に該当する情報、例えばプライバシー情報(従業員の氏名・経歴・顔写真等)や、法人等情報(運営組織の人員数・収支計画の積算内訳の詳細・独自の技術的情報や経営ノウハウ・契約予定先の団体名等)は、非公開とします。提案書類上のどの情報が非公開情報に該当するか市が判断するにあたって、提案書類を作成した事業者に意見照会をすることがありますので、応募者はこれに協力するものとします。

また、補助対象事業の完了後および完了翌年度から2年間にわたり提出される成果報告を踏まえ、事業計画で設定した KPI の達成状況や計画の見直し等に関する効果検証の内容についても公表します。

公開にあたり必要となる情報の提供等については、申請者にご協力いただくことがありますので、あらかじめご了承ください。